

対策実施要領（台風及び異常な気象又は海象対策）

唐津港台風等対策委員会会則（以下「会則」という）第3条及び同第7条の規定に基づき、台風及び異常な気象又は海象に関する対策実施要領を下記のとおり定める。

記

1 委員会

会則第4条に基づき委員会を開催する場合は、以下のとおりとする。

(1) 開催の時期

イ 台風にあつては、唐津港内の船舶に与える影響が大きいと予想される場合で、原則として唐津港が台風の強風域に入る24時間前までに開催する。

ただし、台風の色度が速い場合や、上記の位置に到達するのが土日祝日にあたる場合は、開催を適宜繰り上げることが出来る。

ロ 異常な気象又は海象により、港内の船舶に与える影響が大きいと予想される場合。

ハ 台風等の勢力が急激に発達した場合や、台風の進路予想が著しく変化した場合等、委員会の開催する時間的余裕がない場合にあつては、電話等による各委員への意思の確認をもって委員会の開催にかえることが出来る。

(2) 開催の方法

イ 各委員へは、電話、FAX、メールのいずれかの方法により連絡する。

ロ 各委員がやむを得ず出席出来ない場合は、代理者を出席させることが出来る。

また、代理者も出席出来ない場合においては、電話連絡等によって委員会決議事項についての意思の確認を行うものとする。

(3) 実施事項

委員会においては、次に掲げる事項を実施する。

イ 台風及び異常気象に関する情報の確認

（規模、位置、最大風速、進路速力、予想位置、接近予想等）

ロ 港内状況の確認

（在港船舶、入出港予定船舶、危険物荷役の状況、工事作業の状況等）

ハ 各警戒態勢の必要性並びに発令及び解除の時期の検討

ニ その他必要と認める事項

(4) 決議事項の処理

委員会で議決された事項は、直ちに委員長から、委員会の意見として唐津港長に助言するものとする。

2 警戒態勢等の発令及び措置内容

委員会で定める各警戒態勢の発令・解除の時期等は次のとおりとし、在港船舶等の措置については、別紙1のとおりとする。

(1) 第一警戒態勢（港則法第39条第4項に基づく勧告）

唐津港が、気象庁から発表される台風の強風域に入ることが予想される場合、或いは台風以外の事象によって、港内の船舶に影響を与えると予想される場合。

台風来襲時の発令時期の目安は、原則として唐津港に強風域（気象庁発表）が到達する6時間前とし、発令が夜間にかかる場合は前倒しを検討するものとする。

(2) 第二警戒態勢（港則法第39条第4項に基づく勧告）

唐津港が、気象庁から発表される台風の暴風域に入ることが予想される場合、或いは台風以外の事象によって、港内の船舶に大きな被害の発生が予想される場合。

台風来襲時の発令時期の目安は、原則として唐津港へ暴風域（気象庁発表）が到達する6時間前とするが、唐津港入出港中止基準の風速に達する前に余裕をもって避難を完了することができる時期とする。

但し、発令が夜間にかかる場合は、日中に避難が完了できるよう考慮するものとする。

(3) 命令（港則法第39条第3項に基づく命令）

唐津港長が必要と認めるときは、港外退去等の命令を発令する場合がある。

(4) 警戒態勢の解除

台風等による唐津港への影響が低下し、船舶に対する被害発生のおそれなくなった時。

3 連絡・伝達

(1) 各委員への警戒態勢の発令及び解除の伝達は、メール、FAX、電話等の可能な限りの手段を用いるものとする。

(2) 各委員は、別紙2に掲げる台風等情報連絡系統図に基づき、関係者に伝達する。

唐津港台風等対策委員会 警戒態勢等の発令基準

【台 風】

種別	発令基準	措置の内容
注意喚起	唐津港に台風の強風域(風速15m/s)が入ることが予想される時	○委員は傘下関係者に周知するとともに連絡体制を確認する。
第一警戒態勢	唐津港に台風の強風域が入ることが予想される概ね6時間前	<p>【唐津港の在港船舶及び唐津港境界付近船舶】</p> <p>○小型船舶は係留索の補強、陸揚げ又は早期に安全な海域へ避難する等荒天準備を行い、流出、転覆などの防止措置を講じる。</p> <p>○総トン数 500 トン以上の船舶、外国船舶及び危険物積載船舶は、状況に応じて直ちに運航できるよう主機関の起動準備等を行う。 特に大型船は必要に応じてタグボートの手配を行うなど万全な体制を整える。</p> <p>○その他船舶にあつては、係留索の補強等荒天準備を行い、状況に応じて直ちに運航できる体制を整える。</p> <p>○錨泊船は走錨防止のため、国際 VHF (ch16) の常時聴取等連絡手段の確保、船橋当直の配置、AIS 搭載船舶は AIS を常時作動させる等の措置を行う。</p> <p>○工事・作業船は工事、作業を中止し安全な海域へ移動すること。</p>
第二警戒態勢	唐津港に台風の暴風域(風速25m/s)が入ることが予想される概ね6時間前	<p>○原則として唐津港に在港中の船舶(小型船舶を除く)は、直ちに岀港し港外の安全な海域へ退去する。</p> <p>○唐津港に入港しようとする総トン数 500 トン以上の船舶、外国船舶及び危険物積載船舶は入港を見合わせるこゝと。</p> <p>○錨泊船は走錨防止のため、国際 VHF (ch16) の常時聴取等連絡手段の確保、船橋当直の配置、AIS 搭載船舶は AIS を常時作動させる等の措置を行う。</p>

【異常な気象又は海象】

種別	発令基準	措置の内容
注意喚起	唐津地区に暴風警報発令(風速 20 m/s)を予告する気象情報が発表された時	○委員は傘下関係者に周知するとともに連絡体制を確認する。
第一警戒態勢	唐津地区に暴風警報が発表されると予想される概ね 6 時間前	<p>【唐津港の在港船舶及び唐津港境界付近船舶】</p> <p>○小型船舶は係留索の補強、陸揚げ又は早期に安全な海域へ避難する等荒天準備を行い、流出、転覆などの防止措置を講じる。</p> <p>○総トン数 500 トン以上の船舶、外国船舶及び危険物積載船舶は、状況に応じて直ちに運航できるよう主機関の起動準備等を行う。</p> <p>特に大型船は必要に応じてタグボートの手配を行うなど万全な体制を整える。</p> <p>○その他船舶にあつては、係留索の補強等荒天準備を行い、状況に応じて直ちに運航できる体制を整える。</p> <p>○錨泊船は走錨防止のため、国際 VHF (ch16) の常時聴取等連絡手段の確保、船橋当直の配置、AIS 搭載船舶は AIS を常時作動させる等の措置を行う。</p> <p>○工事・作業船は工事、作業を中止し安全な海域へ移動すること。</p>
第二警戒態勢	唐津地区に暴風警報が発令され風速が 25m/s を超える暴風が予報される概ね 6 時間前	<p>○原則として唐津港に在港中の船舶(小型船舶を除く)は、直ちに出港し港外の安全な海域へ退去する。</p> <p>○唐津港に入港しようとする総トン数 500 トン以上の船舶、外国船舶及び危険物積載船舶は入港を見合わせる事。</p> <p>○錨泊船は走錨防止のため、国際 VHF (ch16) の常時聴取等連絡手段の確保、船橋当直の配置、AIS 搭載船舶は AIS を常時作動させる等の措置を行う。</p>

対策実施要領（津波対策）

唐津港台風等対策委員会会則（以下「会則」という）第3条及び同第7条の規定に基づき、津波に関する対策実施要領を下記のとおり定める。

記

1 委員会

津波発生時においては、津波の到着までに時間的余裕が無い場合が予想されることから、気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、部会の開催を経ずに、直ちに委員長から、委員会の意見として、唐津港長に各態勢の発令を助言するものとする。

2 警戒態勢等の発令及び措置内容

委員会で定める各態勢の発令・解除の時期は次のとおりとし、船舶等の措置については、別紙1のとおりとする。

なお、各対応にあたっては、人命を第一としてこれにあたること。

(1) 津波注意態勢（港則法第39条第4項に基づく勧告）

佐賀県北部に高いところで0.2m以上、1m以下の津波が予想され、気象庁から津波注意報が発表された場合。

(2) 津波警戒態勢（港則法第39条第4項に基づく勧告）

佐賀県北部に高いところで1mを超え3m以下の高い津波が予想され、気象庁から津波警報が発表された場合。

(3) 大津波警戒態勢（港則法第39条第4項に基づく勧告）

佐賀県北部に高いところで3mを超える巨大な津波が予想され、気象庁から大津波警報が発表された場合。

(4) 命令（港則法第39条第3項に基づく命令）

唐津港長が港外退去等について時間的に余裕があり、必要と認めるときは命令を発令する場合がある。

(5) 各態勢の解除

気象庁が津波注意報、津波警報又は大津波警報を解除した場合。

3 連絡・伝達

(1) 各委員への各態勢等の発令及び解除の伝達は、メール、FAX、電話等の可能な限りの手段を用いるものとする。

(2) 各委員は、別紙2に掲げる台風等情報連絡系統図に基づき、関係者に伝達する。

また、通信インフラの障害に備え、通常の通信手段以外の手段を予め検討しておくものとする。

(3) 各委員は、各態勢等の発令を関係者へ通知する時には、岸壁上の作業員や船舶乗組員へも確実に情報が伝わるようにすること。

4 避難計画等

(1) 各委員は、気象庁が発表する津波警報に関する情報を入手した場合は、港長からの船舶の避難勧告等の連絡を待つことなく、直ちに委員会の実施要領に定めた対策を講じるよう、関係船舶へ連絡すること。

(2) 各委員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、委員会による安全対策の概要を確実に周知するとともに、予め出港準備から港外退避までの所要時間を検討しておくこと。

(3) 各委員は、別紙1を参考に在港船舶の船種、用途、大きさ、津波来襲までの時間的余裕の有無等を勘案し、事前に独自の避難計画を検討しておくこと。

(4) 各委員は、船舶乗組員及び陸上作業員等が安全な場所へ避難できるように誘導方法を検討しておくこと。

イ 船舶乗組員が陸上避難する場合は、直ちに高台等の安全な場所へ避難を検討しておかなければならない。

但し、大型船舶が港外退避できず津波到達までの時間的余裕が無い場合、東日本大震災の教訓として、乗組員は、大型船舶に乗船したままでも人的被害が少なかったことから、むやみに陸上避難は避けることを検討しておかなければならない。

ロ 陸上作業員は、船舶の荷役等作業を中止させ、関係者を高台へ避難することを検討しておかなければならない。

但し、危険物等の荷役関係者は、可能な限り施設からの危険物等の流出、施設の爆発等の被害を防止する安全措置を講じることを検討しておかなければならない。

津波に対する船舶対応表

各態勢	津波警報・注意報の種類	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船(漁船を含む)			小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)		
			港内着岸船		錨泊船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
			一般船舶 (作業船を含む)	危険物積載船舶				
大津波警戒態勢	大津波警報 10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
津波警戒態勢	津波警報 3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
津波注意態勢	津波注意報 1m (0.2m≤予想高さ≤1m)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成			小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ避難する 時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

- 有り： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
無し： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- 大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
港外退避： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)。
港内避泊： 港内で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)。
係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。)
陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。